

国民生活審議会第7回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成20年2月27日(水) 10:00~11:30

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

3. 出席者

(委員) 松本部会長、岡田委員、神田委員、藏本委員、小林委員、齋藤(憲)委員、齋藤(ひ)委員、佐野委員、沢田委員、品川委員、中名生委員、水巻委員、吉岡委員

(事務局) 西国民生活局長、堀田官房審議官(国民生活局担当)、川口国民生活局総務課長、高田国民生活局消費者調整課長、高橋国民生活局総務課調査室長、小川国民生活局消費者情報室長

(1) 国民生活センターの在り方について

事務局より、資料1「論点整理(案)」について説明を行った後、以下のような議論があった。

- 国民生活センターが消費者行政の中心となるべき、とは、新組織がどうなるかわからないので現段階では困難ではないか。消費者の立場に立って、国民生活動向調査で要望の強い、介護・福祉サービスもとりあげてもらいたい。ワンストップサービスについては、情報収集だけではなく、地域に情報を戻すことも必要である。
- 消費生活センターの相談で困るのは、被害者弁護団の情報提供である。国民生活センターが情報を集めて提供してもらいたい。
- 地方の苦情処理委員会の活性化については、手軽に利用できるアピールと条例の見直しが必要である。窓口の相談員能力向上には、国センでの研修プログラムと企業での実践が必要ではないか。消費者教育については、消費者教育支援センターとの連携が必要である。
- 役に立つので国民生活センターが行う消費者判例の収集・提供は続けてもらいたい。
- 地方の苦情処理委員会は、知事が付託することになっている。消費者団体などが申請できるようにしてはどうか。
- 設立目的に、消費者基本法を受けとめて、消費者の自立支援、地方消費生活センター支援を盛り込むべきである。

- 複数のワンストップサービスが出てくるが、考え方の整理が必要である。
- 国民生活センターの位置づけが、非公務員型の独立行政法人でいいのか、検討すべきである。
- 市町村が専門の窓口をなかなか作れないなかで、国がどうフォローしていくか、考えるべきである。
- 他の専門的分析機関との連携は賛成である。何でも国民生活センターでできるわけではない。
- パイオネット端末を各省に置くということだが、誰がチェックしているのかわからない。消費者 G メンとはどのようなイメージか。法執行については、まだ新組織がどうなるかわからないときにここまで検討するのは難しいのではないか。
- 各省庁との権限がはっきりしないので、立ち入り検査や差し止めにはとまどいがある。国民生活センターは事業者と対立構造になるべきではない。消費者団体との人的交流があるが、事業者も含めて考えるべきである。
- 国民生活センターは、産業振興部門への遠慮、国の機関としてみだりに情報をもたせないという遠慮があるのではないか。産業振興とは違った消費者の立場に立って独立して行動すべきである。
- 他省庁から情報を入力させる、他の研究機関等に商品テストに協力させるのはどのような手段を考えているのか。
- 消費者 G メンは、専門の調査官、分析官、執行官の三つを集めたものを考えてはどうか。
- 国際消費者相談ネットワーク（ICA-Net）構想について、相談窓口機関の役割を果せるのは国民生活センターである。
- 消費者団体の社会的役割を明確にして、支援・育成を図るべきである。
- 差し止め請求権については、適格消費者団体と同じ役割を果すのではなく、支援することではどうか。
- 父権訴訟や違法収益の剥奪は、これをやると決めつけるのではなく、慎重に考えるべきである。
- 地方の活性化のためには、権限委譲が必要である。海外の情報をもっと消費者

に提供してもらいたい。

- 理事長は、消費者団体だけでなく、学者、弁護士など広く民間から適切な人を選んではどうか。
- 相談員の研修は、関連法規だけでなく、広く社会情勢を取り入れてはどうか。行政だけでなく、業界団体、企業との連携も必要である。
- 事故情報データベースには、事故情報だけではなく、ヒヤリハットのようなものも入れるべきである。集めた情報を判断する人材の配置が必要である。

以上

※ 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

※ 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。